

インド知財情報メール：第 2018-3、2018 年 12 月 14 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 バパットヴィニット（株サンガム IP 代表取締役社長インド弁理士）の共著「インド特許実務ハンドブック」が出版

【2】 特許意匠商標総局が規則改正案に対してパブリックコメントを募集

【3】 特許意匠商標総局が 10 月 28 日に特許弁理士試験を実施

【4】 インド知的財産ニュースレター第 2018-2 号発行

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 バパットヴィニット（株サンガム IP 代表取締役社長インド弁理士）の共著「インド特許実務ハンドブック」が出版

このたび、一般社団法人発明推進協会より、バパットヴィニット（株サンガム IP 代表取締役社長インド弁理士）の共著にて、「インド特許実務ハンドブック」（定価 4,320 円(税込)）が出版されましたことをご報告いたします。以下のサイトでご購入頂けます。

https://www.hanketsu.jiii.or.jp/store/top_f.jsp

本書は、インド特許の基礎と権利化実務のポイントを解説した一書です。直観的に理解していただくため図面を多く用いております。また、具体的な実務の理解を容易にするため、重要事項については法律および規則の内容を詳しく説明しています。さらに、法律等が整備されていない部分については、多くの現地代理人に実際の実務を確認することにより、法律上妥当と考えられる実務指針を具体的に説明しています。

インド特許を扱われる皆様の円滑な業務の一助を担い、必備の一冊となることができましたら幸いです。

【2】 特許意匠商標総局が規則改正案に対してパブリックコメントを募集

規則改正案は 12 月 4 日付で公開され、パブリックコメントを提出する期限は 1 月 4 日までです。規則改正案は以下のリンクからダウンロードできます。

http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/482_1_Draft_Patent_Rules_2018.pdf

a) 規則改正案では早期審査制度を利用可能なカテゴリが追加されています。例えば、零細企業、出願人が自然人でかつ出願人の一人が女性である、インドと PPH を実施している国の出願人が早期審査制度を利用できるようになります。

現在、インドと PPH を実施している国は、日本のみとなっていますので、日本の出願人は早期審査制度を利用できるようになります。

b) 特許付与前異議申立が行われた場合に、管理官は 2 名のメンバーから異議部を構成し、特許出願を拒絶するか、補正を要求するかについて異議部に助言を求めるようになります。なお、このメンバーが管理官か、審査官かは不明です。なお、特許付与後異議申立の場合、管理官は 3 名の審査官からなる異議部を構成します。

【3】 特許意匠商標総局が 10 月 28 日に特許弁理士試験を実施

特許意匠商標総局は、10 月 28 日にコルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイ、ナガプルの 5 つの都市の 8 つの試験会場で特許弁理士試験を同時に実行しました。

申込者：4373名、筆記試験1受験者：2813名、筆記試験2受験者：2782名

合格者：1473名

合格者のみの面談試験が、1月中に、コルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイ、ナガプールの5つの都市の多数の試験会場で行われます。

【4】インド知的財産ニュースレター第2018-2号発行

インド知的財産ニュースレター第2018-2号「外国への出願許可－問題点」を公開しました。当社のホームページの[IP INFO]タグでご覧いただけます。

今回のニュースレターでは、外国出願許可に関する問題点を紹介しています。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。